

若者に長期ローン契約！

みんなやってるから！

エステサロンを指導しました

～きっかけは友人からのSNS、格安で体験を受けられると出向いたら…～

福岡市消費生活センターでは、友人等を通じて若年者に格安でエステの体験を勧め、出向いたサロンで高額なコース契約やサプリなどの関連商品の購入を誘引し、分割払いの長期契約を結ばせていたA事業者に対し「福岡市消費生活条例」第22条第1項に基づき調査を行いました。その結果、条例第21条第1項に規定する不当な取引行為を行っていることが認められたため、条例第22条第2項に基づき文書にて是正指導を行いましたので情報提供します。

エステティックサービスについては消費生活センターへの相談が多い役務の一つですが、特に社会経験の少ない20歳代の若年層への販売においてトラブルが目立っています。

1. 是正指導を行った事業者について

(エステティックサロン経営A事業者 指導日 令和4年3月23日)

(1) 本市におけるA事業者に関する相談等の状況

- ①相談件数： 51件（平成24年6月～令和4年3月）＊平成24年度口頭指導後の件数
- ②契約者の年齢

★平均年齢は23歳。そのうち12%は学生。

20歳代	無回答
50件（98%）	1件（2%）

③契約額

- ・平均契約額 約40万円

(2) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

- ①「エステを格安で体験できる」などと販売以外のことが目的のように見せかけ来店させ、本来の目的である高額なエステや化粧品・サプリメントなどの関連商品の購入を勧誘し、契約させる。（取引の意図の隠匿）
- ②「まずは親に相談する」とその日に契約する意思がないことを表明している消費者に対して威圧的又は迷惑を覚えさせる言動を用いて勧誘する。（威圧・困惑行為）
- ③ 体験時に血流量を計測し、その結果について「こんなに血流が悪い人は久しぶりに見た」と言って、消費者の健康やその他の不安をことさらあおる言動等を用いて契約を締結させる。（心理的不安に乗じた勧誘等）
- ④当センターに相談を寄せた契約者で最も多い年代が20歳代で、その中には安定した収入のない学生等も複数いる。このような消費者に対し高額なエステサービスを勧誘し契約させること、さらに長期のローン契約を認めることは社会通念上不適当と認められる。（消費者に適合しない契約）

【問い合わせ先】

市民局生活安全部

消費生活センター相談指導係

電話 092-712-2929